

必ずお読みください（契約概要・注意喚起情報）

ご加入に際してご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】
■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款と、賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●ご加入時における注意事項（告知義務等）

・ご加入の際は、払込取扱票の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
・払込取扱票にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。
・ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
・（※）告知事項とは、危険に関する重要な事項のうち、払込取扱票の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等^(※)の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、看護職賠償責任保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
・死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の手続きが必要です。

●ご加入後における留意事項（通知義務等）

・払込取扱票に記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
・この保険は、下記の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサーその他これと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

・払込取扱票記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
・団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
・ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
●被保険者は、この保険契約（その被保険者にかかわる部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＜他の身体障害または疾病の影響＞
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

●事故がおきた場合の取扱い

・万一、損害賠償を受けるおそれのある事故が発生したことを知ったとき、または患者側から損害賠償請求を受けたとき、血液曝露^(はくろく)（はくろく）事故が発生したときなど、事故が発生した場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。適切なアドバイスと保険金請求のためのご案内をします。
○保険会社が被保険者（保険の対象となる方）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」は行いませんので、あらかじめご了承ください。
○示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ損保ジャパン日本興亜および事故審査委員会の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
○日本国外において行われた行為に起因する事故、および日本国外において発生した事故は補償されません。
○この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
○この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
○被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。
○事故時に必要となる書類などは本紙中面にてご確認ください。

●保険金をお支払いする主な場合

＜看護職賠償責任保険＞
・本紙中面の事故発生から保険適用までの流れをご確認ください。
＜血液曝露（はくろく）等傷害保険＞
・日本国内または国外において、就業中（通勤途中を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故^(※1)（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
また、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、補償期間を超えて、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
・医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中（実習中を含みます。）に生じた偶然な血液曝露^(はくろく)（はくろく）事故（針刺し、切創、血液飛散、血液接触）により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内^(※2)にHBV（B型肝炎ウイルス）に感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、HCV（C型肝炎ウイルス）、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染したことを医師に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金をお支払いします。
（※1）「急激」とは突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまの意向に沿っていること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 □保険金額
□補償期間 □保険料、保険料払込方法 □満期返れい金・契約者配当がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、性別は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草つる製品製造作業業、漁業作業業、建設作業業（高所作業の有無を問いません）、採掘・採石作業業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含む全ての自動車運転者）、農林業作業業

（※2）事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査^(※3)および後の事故に係る直後検査^(※3)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内
（※3）「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内（3日目の午後12時までをいいます。）に行つ、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。
（注1）お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごと年初年度加入および継続加入の補償期間を遡ります。また、すべてのウイルスに該当して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。
（注2）複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。

●お支払いする保険金の種類およびお支払い方法（看護職賠償責任保険）

【お支払いする保険金の種類】
損保ジャパン日本興亜が承認した次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。
①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 など）
②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの訴訟費用
③賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用およびあらかじめ損保ジャパン日本興亜が同意した費用
④損保ジャパン日本興亜の求めに応じて、損保ジャパン日本興亜の協力のために支出された費用の実額
⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用など
⑥損害拡大を防止するために支払った損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用
⑦初期対応費用（法律上の損害賠償責任の有無が判明しない初期の段階における被保険者が負担する社会通念上妥当な事故調査費用、通信費など、また他人の身体障害の場合のお支払いする見舞金・見舞品購入費用）
【保険金のお支払方法】
上記①は、損害額を保険金額の範囲内でお支払いします。上記②から⑤までは、実額をお支払いします。ただし、②については損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。上記⑥の初期対応費用は、初期対応費用保険金の保険金額を限度にお支払いします（ただし、見舞費用については1被害者あたり10万円が限度となります）。

●保険金をお支払いできない主な場合

＜看護職賠償責任保険＞
直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。
①被保険者の故意によって生じた賠償責任
②保健師助産師看護師法に違反して行つた看護業務に起因する賠償責任
③所有、使用または管理する財物（受託物を除きます。）に対する賠償責任
④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤特別な約定により加重された賠償責任
⑥戦争、変乱、暴動、騒ぎおよびまたは労働争議によって生じた賠償責任
⑦地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
⑧被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
⑨被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
⑩事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 など
＜血液曝露（はくろく）等傷害保険＞
①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬により正常な運転ができないおそれがある状態で運転
④感染症、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧直後検査を受けなかった場合
⑨直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病 など

●用語の説明

・治療：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

●中途脱退と中途脱退時の返れい金等

・この保険から脱退（解約）される場合は取扱代理店にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、ご加入の補償期間のうち未経過であった期間（補償期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生したときにその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●複数の保険会社による共同保険契約の締結

・看護職賠償責任保険制度は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の徴収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。なお、引受割合につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●保険会社破綻時の取扱い

・引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束手続に保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・血液曝露（はくろく）等傷害保険は損害賠償契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。看護職賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下および「個人等」といいます。）である場合にかぎらず、損害賠償契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害賠償契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

・日本看護協会（団体保険契約者）は、本契約に関する個人情報を、引受保険会社に提供します。
・引受保険会社は、本契約に関する個人情報や、本契約の履行、損害賠償等引受保険会社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（https://www.sjnk.co.jp/）をご覧ください。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせ願います。
申し込み人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上、ご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

・損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぱADRセンター」】
ナビダイヤル0570-022808（通話料有料）
＜受付時間＞平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、カヌー、ローラーゲーム選手（リフターを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。
○血液曝露（はくろく）等傷害保険は、団体割引30%を適用しています。
○団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立せませんので、ご了承ください。
○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
○このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（https://www.sjnk.co.jp/）で参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
○振替払込請求書兼受領証は大切に保管してください。

SJNK18-08611 (2018/10/09)



保険を超えたサービスであなたを支えます

看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員（開業助産師を除く）のみを加入対象とした任意加入の制度です。

サポート1

事故発生から解決まで、専門的な知識と経験をもつ看護職がアドバイス。

〈相談対応・支援〉
「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室

サポート2

賠償請求の内容が、妥当であるかを公正にチェック！

〈事故審査委員会〉

掛金は1年間で

2,650円

今年度の補償期間は2019年4月1日～2020年4月1日の1年間となります。

内訳

保険料1,800円※＋運営費850円
※補償期間12ヵ月、傷害総合保険：団体割引30%・範囲割引10%適用、職種級別A級
運営費の使途
ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集等、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

- 日本国内で看護職が行う業務（特定行為およびその実施可否判断を含みます。）によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。
- 業務中に偶然な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染された場合（HBVは感染後、発病・治療した場合）に保険金をお支払いします。

看護職賠償責任保険の対象業務

- ①保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。
※災害派遣等における看護業務を含む。
※特定行為およびその実施可否判断を含む。
※有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。
※院内助産システムにも対応する。

②助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。
③准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。
④①②③に対する管理監督業務。
（注）対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

- 申し込み締め切り：2019年3月15日（金） 保険加入には2019年度日本看護協会会員資格が必要です。
※中途加入（上記締めの切り以降のお手続き）の方は中面の掛金表を必ずご確認ください。
- 本保険制度は自動継続ではありません。現在ご加入の方も継続のためには、更新手続きが必要です。
- 申し込み方法：申し込み締め切りまでに、本パンフレットと同時に届けている郵便振替用紙にて掛金をお振込みください。
※現在ご加入の方への更新のご案内は、12月中旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に同封してお送りします。
二重でお手続きされませんようご注意ください。

申し込み方法と締め切りについて

もちろん、賠償金もしっかり補償

対人賠償

誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまった など
1事故 5,000万円 限度
(補償期間中 1億5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉
・被害者の治療費
・慰謝料
・休業補償 など

対物賠償

うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまった など
1事故 50万円 限度

〈保険金の内訳〉
・被害財物の修理費
・再購入費用 など

人格権侵害

患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられた など
1事故 50万円 限度
(補償期間中 100万円まで)

〈保険金の内訳〉
・名誉損の賠償費用
・秘密漏えいの賠償費用 など

初期対応費用

事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用 など
1事故 250万円 限度
(うち見舞品購入費用1被害者につき10万円限度)

傷害死亡・重度後遺障害保険金

就業中の偶然な事故により死亡もしくは後遺障害が生じた場合

66.3～85万円

血液曝露等傷害保険金

使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合

HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円
(事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

※保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない主な場合については裏面で必ずご確認ください。
※看護職賠償責任保険制度は日本看護協会を団体保険契約者とする看護職賠償責任保険（正式名称：看護職特約条項付賠償責任保険）および血液曝露等傷害保険（正式名称：針刺し事故等による感染症危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～3級）、就業中のみの危険補償特約セット傷害総合保険）のベトナム版です。
※このパンフレットでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任)について、ご説明します。

★下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。また、血液曝露等傷害保険の保険金請求につきましては、裏面「●保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店もしくは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
★医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応と言われています。看護職の誠意ある対応はもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。



お問い合わせ先一覧 事故が発生した場合、速やかにご連絡ください。

資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは

※資料発送には数日いただいております。

※事故のご連絡は損保ジャパン日本興亜の事故サービスセンターで受付します。日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

看護職賠償責任保険制度コールセンター
TEL.0120-088-073

受付時間 平日9:00～20:00 土日祝9:00～17:00

ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは

※お問い合わせの際、日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)、氏名、生年月日をお知らせください。

「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター
TEL.03-5778-5781

受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

医療安全・医療事故に関するご相談は ※加入者限定

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室
TEL.0120-800-073

郵便：〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館4F
東京海上日動メディカルサービス株式会社
メディカルリスクマネジメント室気付
「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 行
来訪：電話による予約が必要です。

受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

保険に関するQ & A

- Q1** 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、補償の対象となりますか？

A1 「発見」された時点で加入していることが必要です。

看護職賠償責任保険では「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象であり、加入していない期間中に事故が発見され、賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、血液曝露等傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。

(例) 他人に身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース
- Q2** 血液曝露等傷害保険ではどのような事故が対象となりますか？

A2 次のような事故が補償対象となります。

 - ・使用済みの針を誤って刺してしまった。
 - ・採血や処置の際、体液や血液が付着してしまった。
 - ・採血や処置の際、血液が目や口に入ってしまった。

など
- Q3** 所属施設以外で行った看護業務に起因する賠償責任は対象となりますか？

A3 日本国内であれば、場所を問わず補償の対象となります。

日本国内の複数の医療施設等に勤務している看護職については、その全てにおける看護業務が対象となります。

手続きに関するQ & A

- Q1** 何ヵ月前から申し込めますか？

A1 補償開始月の3ヵ月前の加入取扱開始日からです。

詳細は払込取扱票をご確認ください。
- Q2** 加入者証は発行されますか？

A2 払込取扱票(郵便振替用紙)の上部に加入者証の台紙をお付けしています。

払込後、手元に残った受領証を台紙に貼付していただき、大切に保管ください。受領証が貼付されていれば加入の証明となります。なお、加入者は本保険制度ホームページよりユーザー登録の上、加入の確認、払込・加入証明書が発行できます。
- Q3** 住所変更や改姓手続きはどうすればよいですか？

A3 住所変更・改姓がある場合は、看護職賠償責任保険制度ホームページより用紙をダウンロードしてFAX送信いただくか、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781:平日10:00～17:00)までご連絡ください。
- Q4** 自動更新ですか？

A4 自動更新では、ありません。

更新のご案内は12月中旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に、ご自身の住所・氏名などが印字された専用の払込取扱票(郵便振替用紙)を同封してお届けします。ご不明な点は取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。
- Q5** インターネット振込や銀行振込は対応していますか？

A5 対応しておりません。

ゆうちょ銀行・郵便局からの払込以外での取扱いはありません。また、「2019年度本保険制度専用の払込取扱票」でのみ振込ができます。専用の払込取扱票が、本保険制度への加入書面を兼ねております。必ず専用の払込取扱票をご利用ください。

保険金請求時に必要となる書類

○事故が発生した場合は、ただちに看護職賠償責任保険制度コールセンターへご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

○保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、幹事保険会社が求めるものを提出してください。

○所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、幹事保険会社が「保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、その事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。」

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、代理請求申請書 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、傷害状況報告書、針刺し事故の状況報告書、就業不能状況報告書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度、傷害の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ③被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書 など ④針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など
⑥	支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち幹事保険会社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

中途加入の場合の掛金表

※2019年度の日本看護協会会員資格が必要となります。

補償開始日(補償期間)	振込受付期間	掛金
2019年 4月1日～(12ヵ月)	～2019年 3月15日	2,650円
2019年 5月1日～(11ヵ月)	2019年 2月18日～2019年 4月15日	2,500円
2019年 6月1日～(10ヵ月)	2019年 3月18日～2019年 5月15日	2,350円
2019年 7月1日～(9ヵ月)	2019年 4月16日～2019年 6月17日	2,200円
2019年 8月1日～(8ヵ月)	2019年 5月16日～2019年 7月16日	2,050円
2019年 9月1日～(7ヵ月)	2019年 6月18日～2019年 8月15日	1,900円
2019年10月1日～(6ヵ月)	2019年 7月17日～2019年 9月17日	1,750円
2019年11月1日～(5ヵ月)	2019年 8月16日～2019年10月15日	1,600円
2019年12月1日～(4ヵ月)	2019年 9月18日～2019年11月15日	1,450円
2020年 1月1日～(3ヵ月)	2019年10月16日～2019年12月16日	1,300円
2020年 2月1日～(2ヵ月)	2019年11月18日～2020年 1月15日	1,150円
2020年 3月1日～(1ヵ月)	2019年12月17日～2020年 2月17日	1,000円

※各補償期間の終了日は、2020年4月1日午後4時までです。

団体保険契約者・制度運営
公益社団法人 日本看護協会
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
TEL.03-5778-8831

取扱代理店
株式会社 日本看護協会出版会
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F
TEL.03-5778-5781
受付時間 平日の午前10時から午後5時まで

幹事引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
医療・福祉開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-5113
受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

副幹事引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.03-3259-3017

非幹事引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4143